

インフレスライド条項の追加運用について

中東情勢の緊迫化以前に積算した営繕工事につきましては、直近の急激な資材価格等の高騰分を、従来のインフレスライド条項並びに単品スライド条項の運用方法では、適切に反映することが困難な状況にあります。

つきましては、受注者における適切な施工体制の確保及び円滑な施工に資するため、三重県が策定する「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（令和 6 年 7 月改定）」を準用したうえで、本市独自の取組みとして、以下のとおり運用を追加することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 対象工事

公共施設マネジメント課が発注した予定価格 200 万円以上の建設工事のうち、次の要件をいずれも満たす工事

- ・ 令和 8 年 7 月 1 日時点で契約中であるもの。
- ・ 令和 9 年 3 月 31 日までに基準日を定めるもの。

2. 追加する運用

当初設計に用いたすべての単価のうち、中東情勢の影響を強く受ける建設資材に係る単価について、受注者が入札時に想定していた「内訳書単価」と「購入予定見積単価」との間に大幅な乖離が生じており、それぞれの単価が適切であると判断された場合に、当該単価を用いて算定した変動率を採用します。

なお、本運用を適用した単価については、単品スライド条項を重複して適用することはできません。

3. その他

本運用の必要性や在り方については、今後の社会経済情勢の動向及び運用の実施状況を踏まえ、適宜見直しを検討するものとします。

追加する運用について

従来の運用は、

原則、当初設計単価（A）と変動後単価（B）で物価指数（変動率）を算定します。

当初設計単価（A）	→	変動後単価（B）	※ 変動率は「1.2」
1,000 円		1,200 円	

受注者との協議が整えば、（B）がインフレスライド額となります。

追加する運用では、

入札時内訳単価（C）と購入予定見積単価（D）が、大幅に乖離（+30%超を目安）すると申出があった場合、「インフレスライド条項別途物価指数対象申出書」の提出を求め、これに記載された単価を協議の対象に追加します。なお、申出のあった単価と、同一年度に申出のあった他工事の類似単価が著しく乖離している場合は調査を求め、その結果、追加運用に係る協議の対象外とする場合があります。

（C）と（D）で物価指数（変動率）を算定します。

入札時内訳単価（C）	→	購入予定見積単価（D）	※ 変動率は「1.8」
1,500 円		2,700 円	

（C）及び（D）の単価が適切であることを判断するために、（C）が分かる資料、当初見積書*¹、購入予定見積書及び2社以上の参考見積書*²又は本市が認めた参考見積書*³の写しのいずれかの提出を受注者に求めます。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、追加運用に係る協議の対象外とします。よって、（B）がインフレスライド額となります。

- ① 当初見積書の提出がない場合
- ② （C）が適切であることが判断できない場合
- ③ 購入予定見積書以外の2社以上の参考見積書又は本市が認めた参考見積書に記載された単価が、（D）を下回る場合

当該追加運用を適用した工事に係る設計変更は、精算変更時に行うことを基本とします。また、スライド額協議開始日までに、納品書、請求書及び領収書（以下「証明書類」という。）の写しの提出を受注者に求めます。

精算変更にかかる物価指数（変動率）は、次のⅠ又はⅡのいずれかとします。

- Ⅰ．購入予定見積単価（D） ≤ 証明書類で確認できた実際の購入価格（E）の場合
（C）及び（D）の単価が適切であり、かつ、（D） ≤ （E）の場合、（C）及び（D）から算定した変動率「**1.8**」を（A）に乗じて、変動後単価（F）を算定します。

当初設計単価（A）	→	変動後単価（F）
1,000 円		1,800 円

受・発注者間で協議が整えば、（F）がインフレスライド額となります。

- Ⅱ．購入予定見積単価（D） > 証明書類で確認できた実際の購入価格（E）の場合
（C）及び（D）の単価が適切であり、かつ、（D） > （E）の場合、（C）及び（E）から算定した変動率「**1.5**」を（A）に乗じて、変動後単価（G）を算定します。

入札時内訳単価（C）	→	実際の購入価格（E）	※ 変動率は「 1.5 」
1,500 円		2,250 円	
当初設計単価（A）	→	変動後単価（G）	
1,000 円		1,500 円	

受・発注者間で協議が整えば、（G）がインフレスライド額となります。

- * 1：入札時内訳単価（C）が、適切であることを確認することができる当初見積書をいいます。作成日が入札日以前となっていることが必要です。
- * 2：購入予定見積単価（D）が、最も安価であることを確認することができる参考見積書をいいます。当該工事と同規模程度であること及び見積有効期間内に基準日が含まれていることを求めます。よって、参考見積書の作成日は、基準日以前となっていることが必要となります。いいます。作成日が入札日以前となっていることが必要です。
- * 3：各団体や協会等で作成された見積書で、本市が見積書の内容に問題が無いと判断した参考見積書のことを言います。

提出書類について

スライド請求日までに提出を求めるもの

- ① インフレスライド条項別途物価指数対象申出書
- ② 入札時内訳単価が分かる資料の写し
- ③ 当初見積書の写し
- ④ 購入予定見積書の写し
- ⑤ 2社以上の参考見積書の写し

スライド額協議開始日までに提出を求めるもの

- ⑥ 納品書の写し
- ⑦ 請求書の写し
- ⑧ 領収書の写し

ただし、スライド額協議開始日までに⑧の提出が困難な場合は、⑥及び⑦のみを期日までに提出し、⑧については準備が整い次第、速やかに監督職員に提出するものとします。

インフレスライド条項別途物価指数対象申出書

材料単価等	規格等	単位	当初見積書単価	購入予定見積書単価	変動率
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	

※ 当初見積書単価と購入予定見積書単価が大幅に乖離しており、別途物価指数を用いた協議を希望する場合は本申出書を提出してください。なお、変動率の計算においては、少数第三位を切り捨てるものとします。

参 考

賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（令和 6 年 7 月改定）

6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。
なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- ・ 積算に使用する単価について
変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している県が制定する設計単価等の基準日における価格を基礎とする。
- ・ 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について
再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレ条項）の運用の取り扱いについて（令和 6 年 7 月 1 日 一部改定）

- ・ インフレスライドは、従来どおり、発注者が積算に用いている設計単価表の基準日における単価を用いてスライド額を算定することとなっています。